

新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）交付要領  
（インフラ整備事業（農林水産省所管海岸事業））

令和7年6月5日付け7農振第576号  
7水港第553号

関係都道府県知事  
各地方農政局長  
国土交通省北海道開発局長  
内閣府沖縄総合事務局長

農林水産省農村振興局長  
水産庁長官

## 第1 通則

新しい地方経済・生活環境創生交付金制度要綱（令和7年1月31日付け府地創第22号及び府地事第41号内閣府事務次官依命通知、6農振第2322号農林水産事務次官依命通知、20250121財経第1号経済産業事務次官依命通知、国総政第45号国土交通事務次官依命通知、環政総発第2501303号環境事務次官依命通知。以下「制度要綱」という。）第6第1項第3号に定める新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）（以下「交付金」という。）のインフラ整備事業（農林水産省所管海岸事業）の交付に関しては、制度要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、海岸法（昭和31年法律第101号）、海岸法施行令（昭和31年政令第332号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「農水交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年農林水産省告示第900号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成13年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件（平成13年農林水産省告示第538号）、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）交付要綱（令和7年6月5日付け、7農振第576号、7水港第553号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）その他の法令及び関連通知のほか、この要領に定めるところによるものとする。

## 第2 交付申請

要綱第9の交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。交付を申請しよ

うとする者（以下「交付申請者」という。）は、要綱別表に掲げる海岸事業のうち農地保全に係る事業については別記1に、漁港区域に係る事業については別記2に掲げる提出先に、同交付申請書及びこれに必要な書類を添えて提出するものとする。

なお、交付申請者が市町村である場合には、当該市町村の区域を管轄する都道府県知事を経由して提出するものとする。

### 第3 変更交付申請書等

要綱第11の変更交付申請書の様式は別記様式第2号のとおりとし、遅延届出書の様式は別記様式第3号とする。第2の規定は、変更交付申請書及び遅延届出書を提出する場合について準用する。

### 第4 申請の取下げ

要綱第12の申請取下書の様式は別記様式第4号のとおりとする。第2の規定は、申請取下書を提出する場合について準用する。

### 第5 事業遂行状況報告

要綱第13の事業遂行状況報告書の様式は別記様式第5号のとおりとする。第2の規定は、事業遂行状況報告書を提出する場合について準用する。

### 第6 概算払

要綱第14の概算払請求書の様式は別記様式第6号のとおりとする。交付申請者は、要綱別表に掲げる海岸事業のうち農地保全に係る事業については別記1に、漁港区域に係る事業については別記2に掲げる提出先及び官署支出官に、同概算払請求書及びこれに必要な書類を添えて提出するものとする。

### 第7 実績報告

要綱第15第1項の実績報告書の様式は別記様式第7号のとおりとし、要綱第15第2項の年度終了実績報告書の様式は別記様式第8号とする。第2の規定は、実績報告書を提出する場合について準用する。

### 第8 事業の適正な実施

要綱第6第3項に基づき、交付金の他の事業への充当を行おうとするときには、交付申請者は第2に規定する提出先に対し、事前にその内容等を報告し、事業の適正な実施に努めなければならない。

## 附 則

本要領は、令和7年6月5日から施行する。

別記1 農地保全に係る海岸事業（第2、3、4、5、6、7関係）

| 事業主体の存する<br>都道府県 | 提出先                         | 官署支出官  |
|------------------|-----------------------------|--|
| (1) 北海道          | 国土交通省北海道開発局長を<br>経由して農林水産大臣 | 農林水産省大臣官房予算課経理<br>調査官                                |
| (2) 沖縄県          | 内閣府沖縄総合事務局長                 | 内閣府沖縄総合事務局総務部長                                       |
| (3) その他都府<br>県   | 地方農政局長                      | 総務管理官（北陸・東海・近<br>畿・中国四国農政局）<br>総務部長（東北・関東・九州農<br>政局） |

別記2 漁港区域に係る海岸事業（第2、3、4、5、6、7関係）

| 事業主体の存する<br>都道府県 | 提出先                         | 官署支出官 |
|------------------|-----------------------------|-------|
| (1) 北海道          | 国土交通省北海道開発局長を<br>経由して農林水産大臣 | 水産庁長官 |
| (2) 沖縄県          | 内閣府沖縄総合事務局長を<br>経由して農林水産大臣  |       |
| (3) その他都府<br>県   | 農林水産大臣                      |       |